

○環境省告示第三十三号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第五十八条の四第二号の規定に基づき、復興再生利用に係る工事の施工及び維持管理に関する基本的な事項を次のように定め、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月二十八日

環境大臣 浅尾慶一郎

復興再生利用に係る工事の施工及び維持管理に関する基本的な事項

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第五十八条の四第二号の環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。

- 一 復興再生利用に当たり、事業実施者が求める除去土壌に係る必要な処理の内容
- 二 平時及び災害時における工事の施工又は維持管理に係る役割分担及び連絡体制